平成２７年（フ）第１２号
滋賀県甲賀市水口町水口204番地１―208号
債務者　扇　みどり
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２５号
滋賀県甲賀市水口町下山802番地168
債務者　礒田　善広
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３１号
大津市坂本２丁目４番56号
債務者　新井　重子
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３３号
大津市関津４丁目３番24号　サンクチュアリ323―303号、前住所大津市里６丁目19番７号
債務者　森本　政美
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２０号
鳥取県米子市淀江町佐陀939番地１、前住所鳥取県米子市淀江町佐陀1975番地４
債務者　松田　博子（旧姓髙橋）
1　決定年月日時　平成27年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第３６号
広島市中区十日市町１丁目１番３―506号
債務者　坂本　　綾
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４１号
広島市中区河原町３番22―203号
債務者　中野　和志
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０３号
広島市佐伯区五日市町大字皆賀502番地15
債務者　住田三千雄
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０号
広島県三原市宮浦１丁目14番11号　コーポ宮浦２―201号
債務者　實谷　深雪
1　決定年月日時　平成27年３月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（フ）第４号
愛媛県今治市桜井４丁目６番16号　桜井浜第２団地Ｂ２―404号
債務者　文野　朝子
1　決定年月日時　平成27年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２７年（フ）第６号
福岡県田川郡糸田町2818番地10
債務者　春本　春政
1　決定年月日時　平成27年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２７年（フ）第４号
大分市大字一木726番地の146　プレセランス一木107
債務者　佐藤　智彦
1　決定年月日時　平成27年３月３日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４８号
大分県臼杵市野津町大字野津市928番地の３
債務者　植田　　薫
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５２号
大分県別府市石垣東１丁目８番48―202号　第２コーポワタナベ
債務者　佐藤順二郎
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５３号
大分市大字畑中402番地の12　甲斐アパート203
債務者　大井千代野
1　決定年月日時　平成27年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２９号
宮崎県児湯郡川南町大字川南18698番地３
債務者　蟹田　ゆか（旧姓牟田原）
1　決定年月日時　平成27年３月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３４号
宮崎市江平西２丁目１番８号　第３丸岩産業ビル401号
債務者　湯地　　寛
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
宮崎地方裁判所破産係